

新潟市・巻町合併問題協議会だより

平成16年12月

発行：新潟市・巻町合併問題協議会



第3回 新潟市・巻町合併問題協議会



任意の合併協議が終了 行政制度・合併建設計画が合意に

新潟市及び巻町は、10月18日に任意の合併協議会である「新潟市・巻町合併問題協議会」を設置し、合併後の行政サービスやまちづくりのあり方の協議を行ってきました。

この協議会では、11月22日に開催した第3回協議会で、「行政制度」と「合併建設計画」についての合併協議を終了しました。今後は、両市町の議会議決を経た上で、法定合併協議会の設置へと進む予定です。

この「協議会だより」では、第1回から第3回までの協議会の内容を掲載しました。ぜひ、皆さんも「新潟市・巻町の合併」について考えてみましょう。

任意協議会で合意した行政制度

合併の方式

新潟市に巻町を編入する編入合併とする。

合併の期日

改正合併特例法の経過措置の適用を受けるために、平成16年度末までの合併知事申請と平成17年度早期の合併を努力目標とする。

財産の取扱い

巻町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、全て新潟市に引き継ぐ。

議会の議員の任期及び定数の取扱い

合併特例法第6条第2項及び第3項に規定する定数特例を適用する。

（平成12年度国勢調査人口により算出した場合、巻町を選挙区として実施する増員選挙の定数は3人。任期は新潟市議会議員の任期と同じ。）

地方税の取扱い

個人市町村民税 法人市町村民税 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 特別土地保有税 入湯税	新潟市の制度に統一する。
鉦産税	新潟市の制度を適用する。
事業所税	新潟市の制度を適用する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。
都市計画税	新潟市の制度を適用する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く4年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。

地域審議会の取扱い

合併特例法に規定する地域審議会を巻町に設置する。

農業委員会の取扱い

農業委員会については、農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定を適用し、現在巻町に設置されている農業委員会は、現行のとおり存続する。ただし、区域については、合併後の状況により新市全域で再編、見直しを図る。

一般職の職員の取扱い

- 巻町の定数内職員及び定数外の休職中等の職員は、全て新潟市の職員として引き継ぐ。
- 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないように公正に取扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定める。

特別職の職員の取扱い

《三役及び教育長の身分の取扱い》

巻町の三役及び教育長は失職とする。
なお、巻町長は、原則として地域審議会の委員とするが、その具体的な取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。
また、巻町の助役、収入役及び教育長の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

《行政委員会及び監査委員並びにその委員の身分の取扱い》

巻町に置かれている行政委員会及び監査委員は廃止し、その委員は失職とする。

行政機構及び組織の取扱い

《巻町役場及び行政機構の取扱い》

- 合併前の行政サービス水準を確保するため、巻町役場は、合併時に地方自治法上の支所とする。
- 支所については、現行の組織機能を考慮した組織体制とする。
 - 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併後の状況により再編、見直しを図る。
 - 住民生活に直接影響を与えない管理部門は、早期に統合する。

【附属機関の取扱い】

巻町に置かれている附属機関は、廃止する。ただし、必要により巻町の実情に応じた適切な措置を講ずる。

また、合併後の附属機関の委員構成については、必要により巻町の実情に応じた適切な措置を講ずる。

一部事務組合等の取扱い

【巻町が脱退する一部事務組合等】

新潟県市町村総合事務組合注1、西蒲原福祉事務組合注1、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合注1、新潟県市町村職員共済組合注1、地方公務員災害補償基金注1、新潟地域広域市町村圏協議会注1、新潟県国民健康保険団体連合会注1、西蒲原郡予防接種健康被害調査委員会、町村議会議員共済会、新潟地区消防応援協議会注1、南部地区消防応援協議会注1、西蒲・燕地区視聴覚教育協議会

注1は、新潟市が新規または継続加入するもの

【解散する一部事務組合等】

巻町・西川町上水道原水供給企業団、巻町外三ヶ町村衛生組合、巻・西川・潟東消防事務組合注2、西蒲地域土地開発公社

注2は、平成17年3月20日の終了をもって解散の予定。

使用料・手数料の取扱い(施設使用料(含占用)・証明手数料に限定する)

合併時に制度の統一が可能なものは、新潟市の制度に統一する。

ただし、内容等に著しい差異があり、直ちに統一できないものは、当分の間、現行のとおりとし、合併後検討する。

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、一元化することが望ましいものがあることから、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努める。

新市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

なお、統合に時間を要する団体は、合併後、早期に統合するよう調整に努める。

巻町独自の団体は、自主的な判断に委ねる。

各種団体への補助金・交付金の取扱い

巻町が、各種団体に交付している補助金等については、以下のとおり調整を図る。

新市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。統一までの当分の間は、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

町字名の取扱い

巻町の町字名については、巻町の意向を尊重するが、町名の重複等が生じないように調整する。

慣行の取扱い

【市町村民憲章】

新潟市の制度に統一する。

ただし、巻町民憲章は、巻町の地域の憲章として継承していく。

また、合併後一定の段階で見直しを行う。

【各種宣言】

新潟市の制度に統一する。

ただし、巻町の各種宣言は、巻町の地域の宣言として継承していく。

【市町村の木と花】

合併後の市の木と花の制定にあたっては、合併記念の一環として、市民に公募し、決定する。

ただし、巻町の木、推奨の木及び推奨の花は、巻町の地域の木と花等として継承していく。

【消防出初式】

新潟市の制度に統一する。

ただし、巻地域においても、必要に応じ出初式を実施する。

【成人式】

新潟市の制度に統一する。

ただし、開催場所については、合併後調整する。

また、巻町の事情によっては、当分の間、現行のとおりとする。

巻町立病院の取扱い

巻町立病院については、病院機能の存続を図るため、民間譲渡など民営化の方向を中心に検討を進め、法定協議会で協議する。

各種事務事業の取扱い

1. 各種事務事業調整の原則

原則として新潟市の制度に統一する。

巻町の制度のうち、合併後ただちに新潟市の制度に統一することで、住民生活に非常に大きな影響をもたらすものについては、一定の期間、激変緩和措置を設ける。

巻町において、伝統や文化、あるいは地域コミュニティに基づいて独自に推し進めてきた事務事業は、将来の区政も念頭に置きながら存続について充分検討する。

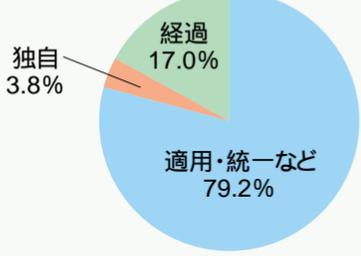
巻町に限定して存続とした場合、合併後、政令指定都市への移行の状況などを見ながらその内容について検討する。

2. 事務事業調整の状況

上記各種事務事業調整の原則に従い、住民に密接にかかわる事務事業212項目を調整し、第2回任意合併協議会において全ての項目について合意しました。

区分及び内容

Table with 2 columns: 区分 (適用, 統一, 廃止, なし, 拡充, 独自, 経過) and 内容 (巻町においても新潟市の制度を適用する...)



新潟市の制度を「適用」・「統一」などとした事務事業(168項目)

Table listing administrative services categorized by sector: 保健福祉 (Childcare, Disability support, Elder care, etc.), 住民生活 (Elder care, Childcare, etc.).

自主防災組織育成事業
 防災気象情報システム整備事業
 防災情報整備事業
 防災行政無線整備事業
 災害時情報システム整備事業
 災害時備蓄対策事業
 災害見舞金支給事業
 消防局の体制
 消防団の体制
 消防緊急通信指令システムの状況
 住宅防火診断事業
 高齢者家庭等の防火指導事業
 チャイルドシート普及事業（廃止）
 交通遺児等交通災害共済加入金助成事業
 廃止路線代替バス運行費補助事業
 コミュニティ活動推進事業
 集会所建設費補助事業
 集会所用地取得資金利子補給等補助事業
 自治会への事務委託の状況
 地域活動等傷害見舞金支給事業
 消費者情報提供事業
 消費生活相談事業
 広報事業
 行政懇談会開催事業
 動く行政教室開催事業

行政出張講座開催事業
 市町村長への提言・要望事業
 行政モニター設置事業
 行政世論調査事業
 行政評価委員会設置事業
 住民相談事業
 男女共同参画推進事業
教育・文化
 幼稚園就園奨励事業
 私立幼稚園父母負担軽減補助事業
 就学奨励援助事業
 通学区域の状況
 自転車通学者ヘルメット支給事業
 教育相談事業
 私立高等学校学費助成事業
 青少年育成員設置事業
 地区スポーツ振興会支援事業
 スポーツの全国大会等出場者激励金支給事業
 美術展覧会開催事業
 文芸誌発刊事業
 国際交流施設運営事業
産 業
 産業活性化研究開発支援事業
 商店街環境整備事業費補助事業
 商店街組織化事業費補助事業

商店街活性化事業費補助事業
 商店街空き店舗等対策事業
 中小企業向け融資事業
 中小企業無担保無保証人融資事業
 中小企業人材確保・時短促進援助資金融資事業
 中小企業開業資金融資事業
 中小企業経営支援融資事業
 中小企業公害防止施設資金貸付事業
 中小企業公害防止施設資金利子補給事業
 工場用地取得助成事業
 工場周辺環境整備促進助成事業
 工場建設促進助成事業
 工場集団化等促進助成事業
 工場等新增設資金融資事業
 設備近代化資金融資事業
 中小企業信用保証料補助事業
 雇用促進助成事業
 障害者雇用促進援助事業
 人材育成助成事業
 勤労者等住宅建設資金貸付事業
 市町村営農業土木事業
 国庫補助団体営土地改良事業
 県単団体営土地改良事業
 土地改良事業補助金交付要綱
 市町村営土地改良事業

農村排水等整備事業
 市民農園等の状況
都市整備
 まちづくり勉強会支援事業
 都市景観形成推進事業
 土地区画整理助成事業
 建築確認申請事務等の状況
 特定優良賃貸住宅供給促進事業
 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業
 市町村道認定事業
 私道整備費助成事業
 放置自転車対策事業
 生垣設置等助成事業
 緑化活動補助事業（拡充）
 広場等整備事業
 水道工事検査手数料・加入金の状況
 私道公共下水道設置事業
 排水設備設置資金融資事業
 水洗便所改造助成事業
 雨水流出抑制設備設置助成事業
 排水路改良工事等助成事業（拡充）
 入札制度の状況

巻町の独自の施策で合併後も存続するとした事務事業（8項目）

保健福祉
 放課後児童健全育成事業
 高齢者配食サービス事業
 生きがいデイサービス事業
 敬老事業

教育・文化
 学校給食事業
 各種スポーツ大会の状況

産 業
 観光イベントの状況

都市整備
 市町村道除雪事業

巻町の制度で合併後、一定の期間、経過措置を設けることとした事務事業（36項目）

保健福祉
 保育料の状況
 高齢者紙おむつ支給事業
 寝たきり老人寝具乾燥事業
 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業
 国民健康保険料率・納期等の状況
 国民健康保険給付事業
 介護保険料・納期等の状況
 健康診査・がん検診事業
 健康教育事業
 機能訓練事業

高齢者健康づくり事業
 精神障害者医療費助成事業
 難病対策事業
 救急医療の体制
住民生活
 家庭系ごみ収集及び処理事業
 拠点回収事業
 し尿収集事業
 防犯灯設置等助成事業
教育・文化
 特殊学級介助員配置事業

小・中学校遠征費補助事業
 児童・生徒の生活習慣病予防対策事業
 奨学金事業（ ）
 公民館の状況
 図書館の状況
 学校開放事業
産 業
 認定農業者の育成・確保事業
 農業機械・施設等導入に対する
 国庫補助事業への独自上乗せ補助事業

農業機械・施設等導入に対する
 市町村独自補助事業
 農業金融対策事業
 水田農業経営確立対策事業
 家畜防疫対策事業
都市整備
 市町村営住宅の状況
 側溝清掃補助事業
 水道料金の状況
 下水道事業受益者負担金の状況
 下水道使用料金の状況

新潟市・巻町合併建設計画

はじめに

1 趣 旨

新潟市・巻町合併建設計画は、新市の将来における政令指定都市の実現を見据え、両市町の総合計画などを継承することで、新市域における速やかな一体化と均衡ある都市基盤の整備を図り、新しいまちづくりを着実に進めるための基本的指針を定めるものであり、政令指定都市実現後の新市の在り方、区への分権などの新市の仕組みを盛り込むものです。

なお、政令指定都市が実現した場合においては、区割などを踏まえ、必要な見直しを行うものとします。

また、この合併建設計画は、市民の意向を十分に取り入れて策定される次期新市総合計画に反映されるものです。

2 期 間

「まちづくりの基本方針」は、長期的展望に立ったものとし、「まちづくり計画」は、平成18年度から平成26年度までの9ヵ年計画とします。

3 新市の概要

(1) 人 口

新市の人口は808,969人で、新潟県全体に対する人口シェアは32.7%となっており、人口の約1/3が集中しています。

	総人口	男	女	世帯数	人/世帯
新 市	808,969	391,891	417,078	283,793	2.9

(平成12年国勢調査)

(2) 面 積

新市の面積は、726.06km²となっており、新潟県全体の5.8%を占めています。

土地利用は次のとおりです。

【地目別土地面積の概要】 (単位：ha)

地目	課税対象							非課税	合計
	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地		
面 積	11,019	29,300	5,845	3,813	97	166	1,564	20,802	72,606

(平成14年1月1日時点の固定資産概要調査に基づき集計)

まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

(1) 政令指定都市を目指して

新市は、合併後早期に政令指定都市への移行を実現させ、さらなる住民福祉の向上を図りたいと考えます。

政令指定都市には一定の範囲ごとに区が設定され、区役所が設置されます。区役所は単なる窓口事務の処理や本庁の出先機関としてのものではなく、市民の行政に対する要望に可能な限り総合的、完結的に対処できるとともに、市政と市民とをつなぐパイプとしての役割と区域における企画調整機能をあわせ持つものであると考えます。

また、区役所には新市全体の調和を図りつつ、市民に身近な行政サービスはもちろんのこと、できるだけ多くの権限を移譲するとともに、住民自治の一層の充実を図り、地域で育んできた数々の優れた伝統や個性ある地域文化を一層発展させ、各地域の多様な個性と活力が活かされたまちづくりが進められ、一つの市として大きな魅力を発揮できる分権型の政令指定都市を目指します。

(2) 新市の基本理念

新市は、優れた都市機能と豊かな自然環境との調和・共存を図り、学術や研究開発の充実、空港・港湾などの都市基盤の一層の強化などにより、活力にあふれた産業の集積と国内外との多様な交流を実現し、日本海側の中枢拠点都市・環日本海圏の国際交流拠点都市としての発展を目指すとともに、全国有数の農業基盤を活かし、先進的な取り組みにより農業をはじめとした関連産業の活力ある発展を図ることで「田園型政令指定都市」の実現を目指します。

そして、目指すべき姿としての基本理念は、

- 「世界にはばたく交流拠点の実現」
- 「高次都市機能と豊かな自然環境との調和・共存」とします。

(3) まちづくりの方向

2つの基本理念を実現するために、新潟地域13市町村で策定した「新にいがたまちづくり計画」と同様に、以下の5つの施策の方向を設定します。

5つの施策の方向

- 『活力ある産業が展開するまち』
- 『多様な交流ができるまち』
- 『自然と共生できるまち』
- 『ゆとりと潤いのあるまち』
- 『一人ひとりの思いを受けとめるまち』

2 巻町地域の役割

巻町地域は新市の西部に位置し、国道116号・402号・460号、各主要地方道、JR越後線沿線を中心とする地域であり、北陸自動車道の巻湯東インターチェンジが設置された高速交通網の整備が進んでいる地域です。この利便性の高い高速交通網を活かした都市近郊の雇用創出に向けた企業進出の促進のほか、都心のベッドタウンとして、人と自然にやさしい快適生活実現のためのまちづくりを進めます。また、平坦地の稲作、山ろくの果樹、砂丘地の野菜など総合的な食料供給基地の一翼を担うとともに、海岸線や角田山など恵まれた自然環境・観光資源を活かしたまちづくりを進めます。

新市の西の玄関口として、北陸自動車道巻湯東インターチェンジ周辺の整備を推進するとともに、国道116号・460号、新潟大外環状道路など国道道の整備を促進し、中心市街地への通勤、通学のほか都市と農村の交流活動などの良好なアクセス交通網の確保のほか、沿線市街地の活性化によるまちづくりを目指します。

優良農地を活かした環境にやさしい安全・安心な食料供給基地として、稲作、果樹、施設園芸、砂丘畑野菜など高品位、高付加価値産品による農業振興を推進するとともに、体験農園や市民農園、休憩施設など都市と農村の交流の場を提供し、生産者と消費者と一体となった魅力ある農業を目指します。

高速交通アクセスに恵まれた立地条件を活かすことで企業進出を促進し、都市近郊の雇用の場を確保するとともに、豊かな自然環境や優良農地に配慮した良好な居住環境の整備を目指します。

インターチェンジ周辺のパークアンドライド事業などの実施、JR越後線巻駅横断地下道の整備を進めるとともに、JR越後線のダイヤ改正、複線化を要望し、電車の増便を図ることなどにより交通の利便性の向上を図り、新市におけるベッドタウンの役割を担います。

新市の大きな魅力である角田山を中心に、風光明媚な海岸線や広大な上堰湯公園、国道460号沿線のほたるの里公園など豊かな自然環境や観光資源を活かし、新市における観光、レジャー機能のほか、都市と農村の交流拠点としての役割を担います。

3つの県立高校が配置されるなど、教育環境に恵まれた地域であり、各種教育・文化施設と角田山ろくの自然環境に囲まれた各種スポーツ施設の充実を図ることで、教育、文化、スポーツ機能の一翼を担います。

公園・緑地・緑化

施策名	事業名
公園整備事業の推進	大通川公園整備事業
まちなみ緑化の推進	巻バイパス周辺植栽事業

廃棄物処理・資源リサイクル

施策名	事業名
ごみ処理施設の充実	最終処分場飛灰貯留施設整備事業
し尿処理施設の充実	し尿処理施設大規模改造事業

防災・消防・防犯

施策名	事業名
防災対策の推進	防災気象情報システム整備事業
	防災行政無線整備事業
	海岸保全事業(再掲)
消防体制の強化・充実	高機能消防指令センター総合整備事業
	防火水槽整備事業
	消防ポンプ自動車等整備事業

(4) 「ゆとりと潤いのあるまち」

福祉・保健衛生

施策名	事業名
保育施設の整備	すわ保育園改築事業
児童施設の整備	児童館建設事業

学校教育

施策名	事業名
小・中学校施設の整備	校舎大規模改造事業
	プール改築事業
	学校給食センター建設事業

生涯学習・スポーツ・レクリエーション

施策名	事業名
生涯学習施設の整備	図書館建設事業
	公民館建設事業
	巻文化会館舞台設備改修事業(再掲)
スポーツ・レクリエーション施設・設備の整備	城山運動公園整備事業

住宅・住環境

施策名	事業名
良質な住宅の供給と確保	市営住宅建替事業

上・下水道

施策名	事業名
上水道の安定供給	老朽管改良事業
下水道整備事業の推進	公共下水道整備事業
	流域下水道整備事業

(5) 「一人ひとりの思いを受けとめるまち」

コミュニティ

施策名	事業名
活動や交流の場の整備	公民館建設事業(再掲)

まちづくり計画

【主要事業】

(1) 「活力ある産業が展開するまち」

交通体系

施策名	事業名
幹線道路整備事業	主要地方道長岡栃尾巻線
	国道460号
	新潟大外環状道路
	国道460号巻南バイパス
駅周辺整備事業	巻駅地下通路整備事業
公共交通網の整備	巻湯東インター周辺整備事業

農業・林業・水産業

施策名	事業名
農業生産基盤の強化	かんがい排水事業、地盤沈下対策事業、経営体育成基盤整備事業、農道整備事業
農業集落環境の整備	農村振興総合整備事業
林道の整備	林道整備事業
漁港の整備	海岸保全事業、地域水産物供給基盤整備事業、漁港関連道新設事業、漁港高度利用対策事業

(2) 「多様な交流ができるまち」

文化

施策名	事業名
文化施設の整備	巻文化会館舞台設備改修事業

(3) 「自然と共生できるまち」

環境保全

施策名	事業名
海岸の保全・整備	海岸保全事業(再掲)

概算事業費

施策の方向	施策	概算事業費
1 活力ある産業が展開するまち	交通体系	46億4,700万円
	農業・林業・水産業	34億3,100万円
2 多様な交流ができるまち	文化	3億1,000万円
3 自然と共生できるまち	公園・緑地・緑化	2億800万円
	廃棄物処理・資源リサイクル	7億8,500万円
	防災・消防・防犯	14億500万円
4 ゆとりと潤いのあるまち	福祉・保健衛生・医療	13億6,900万円
	学校教育	29億1,800万円
	生涯学習・スポーツ・レクリエーション	26億4,100万円
	住宅・住環境	1億9,200万円
	上・下水道	65億1,200万円
合計		244億1,800万円

この概算事業費についてはあくまで計画での概算であるため、実施段階においては将来の社会経済状況の変化などに伴い変動する場合があります。

新潟市・巻町合併問題協議会で合意した内容など、ご不明な点・ご質問については、協議会ホームページをご覧ください。事務局または両市町の各担当へお問い合わせください。

新潟市・巻町合併問題協議会事務局(新潟市役所内) ☎025-228-1000 ホームページ: http://www.niigatachiiki-gappei.jp/ 新潟市広域合併推進課 ☎025-228-1000 ☎025-223-1557 巻町総務課 ☎0256-72-3131 ☎0256-72-6022